

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 預金と両建ての借入金の利子

Q : 私は、食料品スーパーを営んでいます。このたび、新店舗建設のため、取引銀行に1億円の借入れを申し込んだところ、1億円のうち、追加担保として1千万円を定期預金に預け入れることを条件に、借入れが実行されることになりました。

この場合、両建ての借入金1千万円に対する利子も必要経費となるのでしょうか。

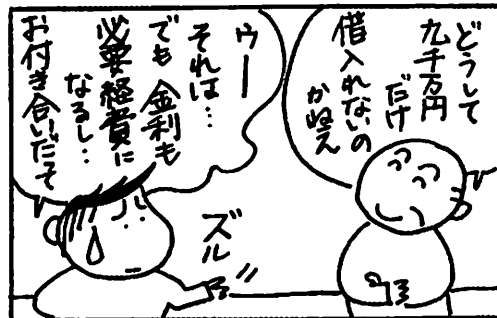
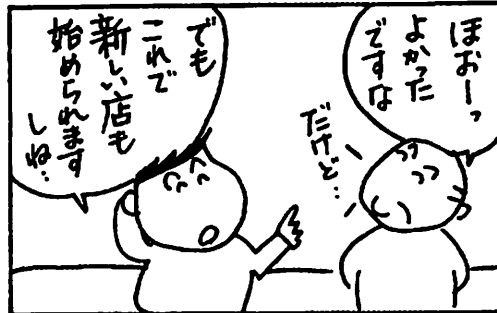
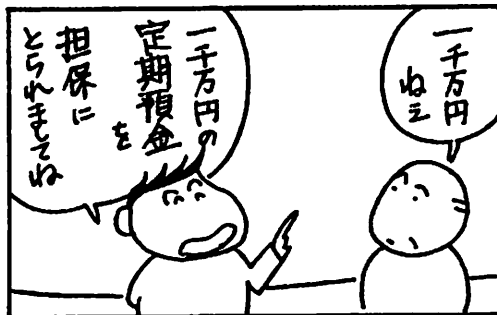
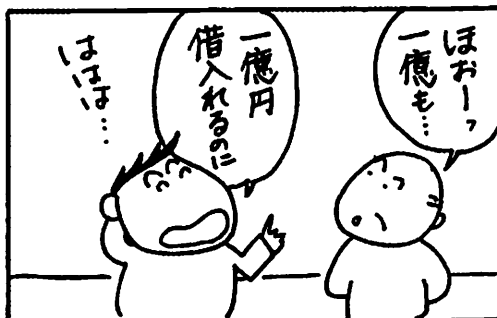
A : 両建て分の借入金は業務の遂行上必要なものと認められますので、1千万円に係る利子も事業所得の必要経費になります。

【解説】

業務を営んでいる人が、その業務の用に供する資産の取得のために借り入れた借入金の利子は、その業務に係る所得の金額の計算上必要経費に算入されますが、この場合、その元本たる借入金はその事業目的と関連性を有し、また、事業遂行上必要なものであるかどうか判断しなければなりません。

ところで、金融機関が貸付けをする際、貸付金の一部を預金させそれを貸付金の担保とすることがありますが、借主としてそれを拒絶すれば、借入れを受けられないこととなりますので、この両建て分の借入金は業務の遂行上必要なものとみることができます。

ご質問の場合、その借入金は事業拡張に必要な資金需要と認められ、また、両建て分の借入金はこれを拒絶すれば資金の借入れができない状況にあったと認められますので、両建て分を含め借入金全額に対する利子を必要経費に算入することができます。



KIMIYO・I